

空家等の有効活用等に関する相談申込書

私は、次のとおり空家等の有効活用等に関する相談を申し込みます。

年 月 日

【 相談者情報 】 該当部分に○または記入してください。

相談者氏名				性別	
所有者との関係	本人 ・ 親族 ・ その他()		親族の場合、続柄		
居住地					
連絡先※1 (電話番号は必須項目)	電話	— —	FAX	— —	
	メール	@			

【 物件情報 】 該当部分に○または記入してください。

所在地					
種別	戸建 ・ マンション ・ アパート				
お持ちの住宅資料	設計図書 ・ 登記事項証明書 ・ 建築確認済証 ・ 工事記録(新築・改修) ・ 工事契約書 その他()				

【 現地派遣・情報提供 】 該当部分に○または記入してください。

相談員の現地派遣	希望する ・ 希望しない				
希望日時※2	第1希望	年	月	日	午前 ・ 午後
	第2希望	年	月	日	午前 ・ 午後
今後の情報提供	希望する ・ 希望しない				

【 相談内容 】

【すまいのリユースネット(千葉市空家等情報提供制度)*への登録】

* すまいのリユースネットとは、空家の所有者と空家を活用したい利用者の橋渡しをする制度です。この制度に登録されると、空家の情報が、空家を借りたい・買いたい方に提供されます。

制度への登録	希望する ・ 希望しない
--------	--------------

※1 (一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部又は(公社)全日本不動産協会千葉県本部の相談員が日時の打合せのため、電話連絡しますので、受けられる電話番号をご記入ください。

※2 希望日は申込日から7日以降でお願いします。祝日、8月中旬、年末年始は営業していません。営業日については事前にご確認ください。

- 本相談にかかる個人情報は本相談業務以外に使用しません。
- 相談員の現地派遣を希望する場合、(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部又は(公社)全日本不動産協会千葉県本部にこの申込書の内容を送付することを了承の上、記載してください。
- 日時が確定した後のキャンセルは3日前までにご連絡ください。連絡をせずに現地に来られなかった場合は、以後、相談をお受けできません。